

清水 茉莉  
法学研究科・教授

**[研究]**

・日本国際経済法学会日韓事業国際会議(2024年12月ソウル開催)においてサプライチェーン強靱化のための措置に関する無差別原則違反が正当化される余地について発表した。

・2025年2月、投資仲裁判断の判例評釈を執筆した(JCAジャーナル2025年6月号掲載予定)。

・研究テーマとして、特に、①WTO紛争解決制度の改革、②サプライチェーン強靱化のための措置(国産品・有志国産品に対する優遇措置等)による無差別原則違反の正当化余地、③環境規制(特に気候変動対策)の通商法上の課題分析に取り組んでいる。

①WTO紛争解決制度の改革については、令和7-8年度に書籍化することを目標として、複数の小テーマの論文を順次執筆する計画である。まず、ウィーン条約法条約に基づく条約解釈について、東大国際法研究会において4月中旬に発表し、論文化して秋頃に「国際法研究誌」掲載のため提出予定。また、WTOにおける議論の成果の解説・分析をまとめた論考の執筆を進めている(令和7年中にRIETIの研究プロジェクトで発表する予定)。11月開催の国際経済法研究大会において、「自由貿易体制と国際経済法学の課題」の共通議題のもと紛争解決制度改革に関する報告を予定している。

②サプライチェーン強靱化目的の措置による無差別原則違反の正当化余地については、令和7年4月に台湾国立陽明交通大学の研究会で改めて発表・議論のうえ、5月にアジア国際経済法学会にペーパー(英文)として提出する予定である。7月台北開催の国際学会(Society of International Economic Law)において、半導体サプライチェーンに関するラウンドディスカッションに参加予定である。

③環境規制(特に気候変動対策)の通商法上の課題分析については、RIETI(独立法人経済産業研究所)の研究プロジェクト「日本の気候変動対策の総合的研究:GX, EU 国境炭素調整と米国の気候変動政策」(有村俊秀教授リーダー)(2024年9月-2027年2月)のプロジェクトメンバーを務めている。

**[教育]**

令和6年10月付で着任し、秋冬学期に、①国際経済法講義、②WTO判断読解(英語開催)、③院生向けの文献講読の3種の授業(いずれも2単位)を担当した。

**[管理運営]**

令和6年10月以降学生生活委員会委員を務めた。

**[社会貢献]**

2024年12月に日本仲裁人協会(JAA)の研究会においてWTO紛争解決制度の現状に関する報告を行った。